

令和 7 年度 第 1 回 利根川水系渡良瀬川河川整備計画フォローアップ委員会  
議事録

開催日：令和 7 年 12 月 3 日

開催場所：渡良瀬川河川事務所 4 階会議室

## 1. 開会

### 【事務局（関口）】

ただいまより「令和 7 年度利根川水系渡良瀬川河川整備計画フォローアップ委員会」を開会いたします。皆様、本日は大変お忙しい中出席を賜り、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、渡良瀬川河川事務所副所長の関口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

ここで記者の方にご連絡いたします。事前に記者発表資料でお知らせいたしましたとおり、この会議のカメラ撮りは冒頭までとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。また、既にお配りしております「取材に当たっての注意事項」に沿って取材をされ、議事の進行にご協力いただきますようどうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日の委員会は職員等による記録・撮影を行っていますので、ご了承をお願いいたします。

以後、着座にて失礼いたします。

それでは、まず本日の資料を確認させていただきます。

本日の配付資料は、上から順に、議事次第、委員名簿、座席表、資料-1 で委員会規則、資料-2 で運営要領の案、資料 3-①で河川整備計画の点検について、資料 3-②で河川整備計画の点検（進捗状況）、資料 4-①で事業再評価資料、渡良瀬川上流特定構造物改築事業（中橋）、資料 4-②で同じく事業再評価資料、渡良瀬川上流特定構造物改築事業（中橋）、こちらは様式集になります。このほか、利根川水系渡良瀬川河川整備計画【大臣管理区間】平成 29 年 12 月をお配りしております。

Web 参加の委員の皆様には事前に資料の PDF データのファイルを送らせていただいております。

本日の資料は以上となります。よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に沿って進めていきたいと思います。

## 2. 挨拶

【事務局（関口）】まず、議事次第の 2 「挨拶」について、渡良瀬川河川事務所事務所長の荒井よりご挨拶させていただきます。荒井事務所長、よろしくお願ひします。

【事務局（荒井）】皆さん、こんにちは。渡良瀬川河川事務所長の荒井でございます。

本日は、大変お忙しい中、「利根川水系渡良瀬川河川整備計画フォローアップ委員会」にご

出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より当事務所が取り組んでいる様々な事業・施策にご理解・ご協力、そしてお力添えを賜りまして、誠にありがとうございます。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

昨年の7月、私どもの管理する渡良瀬川を含む「利根川水系河川整備基本方針」について、変更が行われました。気候変動の影響を考慮したもの、流域治水の観点を踏まえたもの、これを主体に治水計画を見直したところでございます。

これに関連しまして、本日の委員会では、平成29年12月に策定しました「利根川水系渡良瀬川河川整備計画」について、策定後における流域の社会情勢の変化、地域の意向、事業の進捗状況や見通し、そして河川整備に関する新たな視点、こういったものを適切に反映できるよう適宜点検を行うということ、それと、この点検に当たっては学識経験を有する方々の意見を聞くなど、客觀性の確保に努めることとなっており、昨年の10月に委員会を開催したところではありますが、引き続き本年も開催させていただくこととしているところでございます。

そして、今回のメインは、本日現場を見ていただきました「渡良瀬川上流特定構造物改築事業の中橋架替事業」についてご審議いただきたいと考えております。国土交通省所管の公共事業の再評価実施要領においては、河川整備計画の点検のため、学識経験者等から成る委員会などが設置されている場合、当該委員会で審議を行って、その結果を整備局が設置する事業評価監視委員会に報告することとなってございます。本日はこの事業評価監視委員会に代わる審議をよろしくお願ひいたします。

参考情報でございますが、昨日2日に栃木県の公共事業評価委員会が開催されまして、県でこの中橋架替事業についても審議・再評価を行いまして、結果として事業継続が妥当だという結論を得ているところでございます。

今日は限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見を頂くとともに、ご審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

挨拶は以上になります。

### 3. 委員等紹介

【事務局（関口）】 続きまして、議事次第の3、委員のご紹介をさせていただきます。

委員名簿の順にご紹介させていただきます。

筑波大学、石井委員。本日はWeb参加となっております。

【石井委員】 筑波大の石井です。Webで申し訳ありません。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（関口）】 群馬大学、石川委員。

【石川委員】 石川です。よろしくお願ひします。

【事務局（関口）】 群馬大学、鵜崎委員。

【鵜崎委員】 鵜崎です。よろしくお願ひします。

【事務局（関口）】鵜崎委員につきましては、今回、清水委員の任期満了に伴う後任としてお願いしております。

宇都宮大学、阪田委員。本日はWeb参加となっております。

【阪田委員】宇都宮大学の阪田と申します。よろしくお願ひいたします。

【事務局（関口）】足利大学、長尾委員長。

【長尾委員長】よろしくお願ひいたします。

【事務局（関口）】下野新聞社、沼尾委員。

【沼尾委員】よろしくお願ひします。

【事務局（関口）】以上6名となります。

なお、オブザーバーとしまして栃木県及び群馬県のご担当者様にWeb参加を頂いております。

#### 4. 利根川水系渡良瀬川河川整備計画フォローアップ委員会 規則、運営要領の改定

【事務局（関口）】続きまして、議事次第の4「利根川水系渡良瀬川河川整備計画フォローアップ委員会 規則、運営要領の改定」について、事務局より説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

【事務局（千葉）】本日の資料説明をさせていただきます流域治水課の千葉と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、右上に「資料-1」とございます「利根川水系渡良瀬川河川整備計画フォローアップ委員会規則」でございますが、今回変更はございませんので、説明は割愛させていただきたいと思います。

次に、右上に「資料-2」と書いてございます「利根川水系渡良瀬川河川整備計画フォローアップ委員会運営要領（案）」についてご覧ください。

変更点は第5条になります。委員会の公開について、傍聴の規定について赤字で追記しております。

追記した分と、附則の施行期日を本日とさせていただいております。

資料-2の説明については以上になります。

【事務局（関口）】ただいま事務局から説明させていただきました運営要領の改定につきましてご質問等はございますでしょうか。

特にございませんので、それでは、運営要領を案のとおり改定しまして、この後はこの規則に則って進めさせていただきたいと思います。

それでは、議事次第の5「議事」にまいりますが、これから進行は長尾委員長にお願いいたしましたく、長尾委員長より一言ご挨拶を頂きたく存じます。

【長尾委員長】委員長を仰せつかっております足利大学の長尾と申します。皆さん、よろしくお願ひいたします。

このフォローアップ委員会ですけれども、先ほど事務所長の荒井様から説明があったとおり、渡良瀬川河川整備計画に対して、それを点検するに当たり学識経験者の意見を反映する場となっております。そういうわけで、委員の皆様には、積極的な意見を述べて住民にとってよりよい渡良瀬川にしていくようにしていただければと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（関口）】ありがとうございます。

それでは、ご案内したとおり、記者の方のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

委員会規則に基づきまして、以降の議事進行につきましては長尾委員長にお願ひいたします。

長尾委員長、よろしくお願ひいたします。

【長尾委員長】 それでは、議事次第に従いまして委員会を進めたいと思います。

## 5. 議事

### 1) 利根川水系渡良瀬川河川整備計画の点検

【長尾委員長】 まず初めの議題は、議事次第 5、1) の「利根川水系渡良瀬川河川整備計画の点検」です。

まずは事務局から説明をお願ひいたします。

【事務局（千葉）】 右上に「資料 3-②」とある「事業の進捗状況」と書いてある資料をご覧いただければと思います。

今回、昨年の 10 月 31 日に開催したフォローアップ委員会で報告した点検結果から河川の状況に大きな変化がないことから、昨年度の結果からの事業進捗状況を抜粋して報告させていただきたいと思います。

事業の進捗状況についてですが、河川整備については、渡良瀬川 33km 付近の岩井町の築堤護岸整備を進めるとともに、旗川の改修を着実に実施しております。

併せて、環境事業についても、現在、足利市かわまちづくり計画に基づく坂路・側帯整備の設計を実施しております。

2 ページ目をご覧ください。

昨年の整備として、渡良瀬川環境整備における五十部地区において、わたらせリバープラザが 12 月にオープンしました。

施設内にはサイクリスト休憩所、バーガーショップ、レンタルスペースなどが設けられており、地域のイベントに活用されております。

資料右下の写真は、先月、足利市のサイクルフェスタ Vélo. Ashikaga の会場として活用されました。その写真を掲載しております。

3 ページ目をご覧ください。こちらは渡良瀬川というよりは利根川水系全体の話としての参考となります。

右側の資料になるのですけれども、今年は利根川上流域の平均降雨量が 6 月以降平均値を下回り、特に 8 月は平年の 47%と降雨が少ない状況となりました。このため利根川のダムから下流へ必要な水量を放流した結果、9 月 5 日時点での貯水率が 40%まで低下し、取水制限の実施が懸念されましたが、八ッ場ダムにより回避されたという話でございます。

仮に八ッ場ダムがなかった場合、貯水量は 9 月に取水制限を実施した平成 24 年当時の水準まで減少し、取水制限を実施していた可能性があります。八ッ場ダムが完成する前の平成 4 年から令和元年までは取水制限が 8 回あり、平均すると 3.5 年に 1 回取水制限でしたが、完成後 6 年間で取水制限はない状態となっております。

資料 3-②の説明については以上になります。

【長尾委員長】ただいま事務局から説明がありました。

委員の皆様からご意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。

では、私から、資料 3-②の左下のところに進捗状況が表でまとめられているのですけれども、これは昨年より進んで、全体計画に対して順調に進んでいるというような数字でよろしいでしょうか。単純な確認です。

【事務局（塚原）】こちらの進捗については順調に進んでいるといったところで理解していただければと思います。

【長尾委員長】ありがとうございます。

どうぞ。

【鵜崎委員】群馬大の鵜崎です。今ちょうど資料の中に八ッ場の話があって渇水の話が出ていたので、確認ですが、今年は渡良瀬川においては草木ダムの貯水率が高く大丈夫だったかと思うのですけれども、かなり降雨期の問題もあったりすると思うので、例えば群馬県のお話をさせていただきたいのですけれども、出水・洪水頻度とか出水ピークが上がるといつても、多分、今年の夏みたいに一回ぼんと降った後に降らなくなるので、我々は治水の話を一生懸命やらせていただいているのですけれども、利水面がこの先かなり心配になるような気がするのです。渡良瀬川は草木ダムでかなり今年はもっているので、利水面でこの先何か対策等々というのはどこかに、せっかく渇水の回避という話が出ていたので、例えば八ッ場ダムから運用されるとか、そういう話があるのですか。

【事務局（塚原）】八ッ場ダムからの補給というのは、基本的には利根川に放流されることになるので、渡良瀬川には効いてこないのですけれども、利根川が渇水に入った場合、利根川上流ダム群の状況によっては、草木ダムから補給してやらないといけないということがありますので、八ッ場ダムの効果というのは渡良瀬川にもかなりあるのではないかと考えているところです。

【事務局（荒井）】そういった気候の状況によって補給とかそういったものが懸念されるところがあるので、利水者との連携・連絡を強固にするため、利水者懇談会において連絡調整をする組織をきちんと立ち上げまして、今こういう状況になっているから水の使い方に警戒してもらえないかとか、取水制限をかける可能性もあるよ、こういうタイミングになった

らかけるよというようなことの連絡調整を図って、仮に取水制限となつたとしても利水者が大きな混乱を来さないようにという工夫をしているというのが実態でございます。

【鵜崎委員】ありがとうございます。

【長尾委員長】どうぞ。

【沼尾委員】わたらせリバープラザに関してなのですけれども、オープンからほぼ1年が経過という状況で、この1年間を振り返られての評価についてお聞きできればと思うのです。栃木県初の取組になったということだと思うのですが、これについて1年間を振り返ってどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

【事務局（塚原）】わたらせリバープラザにつきましては河川区域内にできた施設ということで、これはPark-PFIという方法を使って、足利市が土地の占用をして、コネクトわたらせという企業が立ち上がった中でそこで運営しているところです。今ご質問のありました評価については、渡良瀬川というのは足利市内を流れている川で、人の活用というか行き來とかそういったところもある中で活発に利用されているのではないかと。そういった意味では、この事業自体、コネクトわたらせの努力によるもの思うのですけれども、事業としてはかなり成功しているのではないかと考えているところです。

【沼尾委員】ありがとうございます。

【長尾委員長】ほかにご意見はございますでしょうか。

特にご意見はなさうですので、報告いただいた内容でこれから引き続き事業を継続してもらうということで、皆さん、よろしいでしょうか。

(委員から異議なしとの発言あり)

それでは、引き続き河川整備事業を継続していただければと思います。

## 2) 事業再評価 渡良瀬川上流特定構造物改築事業（中橋）

【長尾委員長】続きまして、議事次第5の2)になります。「事業再評価 渡良瀬川上流特定構造物改築事業（中橋）」に入りたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

【事務局（千葉）】右上に「資料4-①」とある「渡良瀬川上流特定構造物改築事業（中橋）」をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目をご覧ください。流域及び河川の概要です。

左側の渡良瀬川流域図をご覧ください。

渡良瀬川は、皇海山にその源を発し、足尾山地を流下し、草木ダムに注ぎ、山間地を経て、群馬県みどり市、桐生市や栃木県足利市、佐野市等を流れ、渡良瀬遊水地を過ぎ、茨城県古河市にて利根川に注ぐ、幹川流路延長約111.7km、流域面積2,621km<sup>2</sup>の一級河川でございます。

また、流域にはJR両毛線、東武伊勢崎線、東北縦貫自動車道、北関東自動車道、国道50号などの基幹交通が整備されており、渡良瀬川やその支川に沿って人口・資産が集積しています。

右下の図では、渡良瀬川と利根川の河床勾配についてお示ししております。渡良瀬川の高津戸より上流は1/140と急峻で、土砂流出が多い区間になってございます。また、直轄管理区間においても、足利地点で1/430と比較的急で、洪水時には高速流が発生し、最下流では1/2,700程度と緩やかになり、河道内に堆積傾向箇所も見られるなどの河道特性を有しております。

次のページ、2ページ目をご覧ください。特定構造物改築事業（中橋）の概要となります。渡良瀬川中流部の足利市に渡河する中橋は、足利市の中心部を通る主要地方道足利千代田線の道路橋で、昭和11年に完成した橋梁でございます。

橋梁の高さが低く、洪水時の流下阻害となっており、かつ堤防の高さが低いため、堤防の嵩上げ・拡幅を行うとともに、JR両毛線を高架橋で整備することで、交通渋滞の解消、歩行者自転車道の安全の確保を行うため、橋の架け替えを栃木県、足利市との共同事業として事業を実施しております。

3ページ目をご覧ください。災害発生時の影響です。

中橋付近で堤防が決壊した場合、足利市の市街地の多くが浸水し、深いところで約3mに及ぶと想定され、想定される浸水域内には、JR両毛線足利駅、東武伊勢崎線足利市駅、足利市役所、足利市民プラザ、御厨工業団地等、足利市における市民生活や地域経済に関わる主要施設が存在しております。

計画規模1/100の洪水で中橋付近から氾濫した場合には、浸水面積約1,030ha、被災人口2万7,000人、浸水世帯数約1万2,000世帯、被害額約2,700億円と想定されております。

4ページ目をご覧ください。主な洪水時被害について取りまとめております。

渡良瀬川では、史上最も被害の大きかった昭和22年9月のカスリーン台風により広い範囲で氾濫し、多くの死傷者や家屋被害等が発生しております。近年では、令和元年東日本台風による国管理区間の外水氾濫では被害は発生しておりませんが、内水氾濫による浸水被害が発生しているという状況でございます。

5ページ目をご覧ください。災害発生の危険度です。

写真及び図に示すとおり、堤防を割り込んで橋梁が架けられているため、橋梁部は、上下流の堤防に比べ、左岸側で約3m、右岸側で約2mと低くなっています。河川整備計画規模の3,300m<sup>3</sup>/sの洪水に対し流下能力が不足していることが課題でございます。

橋梁の桁下高がハイウォーターレベルよりも低いということで、河川整備計画規模の洪水では桁下に当たってしまいまして、安全に流下することができないことが課題と考えております。

6ページをご覧ください。地域の協力体制です。

中橋の3連アーチは足利市のランドマークとして市民に親しまれ、魅力ある景観を形成し

ております。

今回の架け替えに当たって、中橋の3連アーチについては側人道橋として今年度5月に移設が完了し、完了時にはイベントが開催されるなど、地域との連携を図るとともに、供用開始への地域の期待が高まっております。

7ページをご覧ください。渡良瀬川上流特定構造物改築事業（中橋）事業概要です。

事業概要としまして、まず事業の目的として、河川整備計画の目標規模の洪水を安全に流下させるため、堤防嵩上げ、拡幅、橋梁架け替え、取付道路整備を実施いたします。

事業費としまして、全体事業費約107億円、うち国である河川管理者の負担が約41億円となっており、事業期間は令和3年度から令和9年度と7年間となっております。

こちらの写真は、側人道橋の下部工の施工をしている状況になります。

8ページをご覧ください。

側人道橋の下部工の完成後に旧中橋のアーチ部分の移設を750t吊りクローラクレーン2台で実施しました。1月27日に左岸側、2月18日に右岸側、同月25日に中央の計3回で移設を行いました。

9ページ目をご覧ください。

側人道橋である旧中橋については、令和7年5月11日に供用を開始しており、事業進捗率としては39%となっております。

11月から新橋下部工及び上部工、取付道路、堤防及び道路改良を実施しております。

10ページ目をご覧ください。

今後の事業の見込みとしましては、事業期間に関しては当初予定の令和3年から令和9年度まで、から変更はありません。

事業費については、当初全体事業費107億円が約210億円の約103億円の増額、うち国負担が約41億円に対して約74億円の約33億円の増額が見込まれます。

今回の増額の要因としては、大きく4つの要因が挙げられます。

まず労務資材単価の高騰等による増額で約53億円の増額、設計条件の変更に伴う杭長見直し等による増額で約31億円、アーチ橋移設方法の見直しによる増額で約7億円、補償算定期額の増額で約12億円となっております。

11ページをご覧ください。

設計条件の変更に伴う杭長見直し等による31億円の増額ということで、当初予備設計では、橋脚近傍で実施したボーリング調査に基づき支持層を想定し、杭長を決定しておりました。その後の詳細設計に伴う追加ボーリングの結果、当初想定していた支持層では厚さが不十分であることが確認され、支持層をより深部の地層に変更する必要が生じたことから、杭を延長することとなりました。

12ページをご覧ください。

事業着手後、アーチ橋の状態を詳細に確認したところ、当初想定していた油圧ジャッキによるスライド方式を用いる場合、追加の補強が必要なことが判明し、必要な補強を踏まえ、ア

一チ橋の移設方法を再検討した結果、油圧ジャッキによるスライド方式からクレーンによる吊り上げ方式に変更する方が安全性、施工期間で有利となりました。本変更により当初見込んでいた費用より増額となるものの、安全性、施工期間等の面で最も有利な工法として採用しております。

13 ページをご覧ください。

当初事業費算定時から労務資材単価の急激な高騰により増額となっております。

また、事業着手後の補償調査の結果、解体対象物にアスベストの使用が判明したため、除去費用等を事業費に反映するとともに、補償物件への住宅建築資材等の価格高騰により補償額が増加しております。

14 ページをご覧ください。

コスト縮減の取組として、建設発生土の公共工事間流用に努めることでコスト縮減を図っております。

15 ページをご覧ください。B/C の算出方法でございます。

Bについてですが、まず想定氾濫区域の設定から想定被害額を算出して、年平均被害期待額を求めます。事業期間に加えて 50 年間を評価対象期間として、これに残存価値を足し込んで総便益としております。

総費用については、総事業費の算出をしまして、維持費と合わせて総費用の建設費 C としてございます。

16 ページをご覧ください。治水経済調査マニュアル（案）に記載しております試算の考え方について整理・記載させていただいているものでございます。

17 ページをご覧ください。今回求めた B/C について整理しております。

上から橋梁架替事業に対する総便益、総費用、費用便益比となっており、事業全体、それから残事業を算出しております。全体事業としましては令和 3 年から令和 9 年で 4.7、残事業としまして令和 8 年から令和 9 年で 7.7 となっております。

18 ページをご覧ください。貨幣換算が困難な効果等による評価で災害が起こったときの孤立者と電力が停止した場合の被害を整理してございます。

19 ページをご覧ください。再評価における栃木県からのご意見でございます。

内容を読み上げさせていただきます。

渡良瀬川における河川整備は、激甚化・頻発化する水災害の防止または軽減を図るため、さらなる促進が必要であり、中橋の改築は治水効果の発現に大きく寄与するものであります。併せて、本県では、関連事業（街路づくり事業）を推進しているところであり、事業継続を要望します。

というご意見を頂いております。

20 ページをご覧ください。

対応方針の原案でございますが、(1) 事業の必要性等に関する視点（事業の投資効果）としまして、引き続き渡良瀬川上流特定構造物改築事業により災害の発生の防止または軽減を

図ることが必要ということで、B/C が 4.7 となっております。

(2) 事業の進捗の見込みの観点です。現在、道路事業者の協力を得て用地買収及び工事を実施しております。今後も事業の実施に当たっては、社会情勢の変化に留意しつつ、関係機関、地元関係者等との調整を十分に行い実施してまいります。

(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の観点としまして、再生材の利用や建設発生土の工事間利用に努め、コスト縮減を図っていきます。

(4) 今後の対応方針（原案）としまして、当該事業は、現段階においても当該箇所の流下能力の向上を図る目的における事業の必要性は変わっておらず、引き続き事業を継続することが妥当と考えております。

以上が資料 4-①「渡良瀬川上流特定構造物改築事業（中橋）」の説明でございます。

【長尾委員長】 説明ありがとうございました。

委員の皆様からご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

【鵜崎委員】 事業自体は非常にすばらしい事業だと思っていつも拝見しているのですけれども、よくこの事業をやられたと思いますし、切り欠き部分の堤防天端は上げないと絶対的に危ないと思うのですけれども、1 点だけ、前にお伺いしたような気がするのですけれども、これは旧橋の位置にもう一回道路を造られると思うのですが、架け替えのほうは橋脚の位置はあまり変わっていないという判断でよろしいですか。というのは、利根川で坂東大橋の架け替えをされたときに、国交省の方が橋脚位置の変更で下流側の砂州に影響があるのでないかというのをかなり気にされていて、ここは左岸側に振った後に濁筋が右岸側に寄っていたような気がするのですけれども、そういうところだと橋脚位置によって結構深掘れ部が変化したりする可能性があるような気がしますが、橋脚位置はキープなのですか。

【事務局（塚原）】 歩道橋と車道橋の橋脚の位置は、基本的には同じ位置となります。今日歩いてもらった歩道の橋があったと思うのですけれども、あそこと同じ位置に橋脚が並ぶような形になります。

【鵜崎委員】 だから、ダブルになるけれども位置的にはそんなに変わらないということでおろしいのですか。

【事務局（塚原）】 はい。

【鵜崎委員】 ありがとうございます。細かい話で申し訳ないです。

【長尾委員長】 どうぞ。

【沼尾委員】 事業費についてお聞きできればと思います。数字だけ見ますと 107 億から 210 億に増えているので、少々びっくりしてしまうのですけれども、4 つの要因につきまして、また動静についてはお聞きできればと思うのですけれども、まず労務資材単価の高騰等による増額については、多分約款にスライド条項みたいなものが入っていて、逆に言うとこれは上げる以外の選択肢がないのではないかと思いますが、それについてお聞きしたい。

あと、杭の関係なのですけれども、事前のボーリング調査では地盤の厚さが不十分であるということを確認することは難しかったのかという点についてお聞きできればと思います。

【事務局（塚原）】 まず一番初めの金額について、これはスライド条項に基づいてアップさせていただいていると、今回必要な金額として積み上げると約倍の 210 億円になったという結果でございます。

杭の件ですけれども、まず我々は予備設計というものを行うのですが、その予備設計である程度のボーリング調査をして、目星をつけて杭の長さを決めるところですけれども、詳細設計においてジャストボーリングで掘ってみたところ、杭の長さを予備のときの検討よりも長くしないともたないという結果になったものですので、詳細設計の中でそこを確認できまして、杭の長さを延長したところでございます。

【沼尾委員】 もう一点お聞きしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

最後の今後の対応につきまして、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点でコスト縮減を図るということですけれども、コスト縮減を最終的にすることができたということになると、事業費を 210 億円からちょっと抑ええることができる可能性があるというような受け止めでよろしいのでしょうか。

【事務局（塚原）】 コスト縮減というのは、基本的には土砂を近場で使うことで減額させていただいているところも含めまして、コスト縮減も含めてこれで実施するというような結果になっているところでございます。

【沼尾委員】 となると、コスト縮減した結果が 210 億円で、逆に抑えたという受け止めということですね。

【事務局（塚原）】 はい。

【沼尾委員】 分かりました。

【長尾委員長】 ほかにご意見はございますでしょうか。

【石川委員】 同じく事業の見込みの数字の確認だけなのですけれども、これは事業期間令和 9 年度に竣工という計画は変えないで試算したということだと思いますけれども、令和 9 年度までの増額も含めてということですか。今後さらに増額になる可能性のあるファクターがあるのかどうか、ここを確認しないと、またもう一回聞くのかなという気がするので。

【事務局（塚原）】 そこにつきましては、現時点におきましてはこの 210 億円で令和 9 年度までに完成させるということで予定しているところです。ただ、今後さらなる何か、物価等の上昇などがあった場合は、我々はそこも含めて検討はしているところですけれども、さらなるといったことが必ずしもないというわけではないというところはご理解いただきたいと思います。

【石川委員】 あくまでも現状の経済状態での令和 9 年度の竣工までにかかる見通しということで、もしここから大幅に変わることがあればまた委員会が開かれるという理解でよろしいですか。

【事務局（塚原）】 はい。

【石川委員】 ありがとうございます。

【長尾委員長】 それでは、Web 参加の委員の方からも意見を伺いたいと思うのですけれども、

石井委員、何か意見はございますでしょうか。

【石井委員】ご説明どうもありがとうございます。

1点、最後の20ページ、今後の対応方針（原案）の（3）で、「代替案立案等の可能性」というのが意味がよく取れなくて、それは何の代替なのか。今もう橋は造っているわけですから、これの代替案というわけではないだろうなと思って聞いていたのですけれども、何の代替案のことなのかということです。

これで頭の中に疑問が生じたので、河川整備計画上この橋を付け替えるのが必要だいのはご説明でよく分かったのですけれども、それに対する代替案というものは検討されたことがあったのかというのが確認したかったです。

一つにまとめてお答えいただければと思います。

【事務局（塚原）】今ご質問いただきましたのは、「代替案立案等」というところで何か代わるものがあるのかというようなご質問だと理解したところですけれども、新規採択時評価のときに橋梁の架け替えのほかに河道の掘削、あと上流にあります草木ダムの嵩上げというのが橋梁架け替えのほかの代替案という形で当初検討していたところになります。再生材の利用や建設発生土の公共工事間流用に努めコスト縮減を図るというのがここでの回答と理解していただければと思います。

【石井委員】分かりました。事業計画の当初のときにこの代替案というのは既に一回考えられていて、今はもう橋を建設している途中で、今から代替案というわけにもいかないし、そもそも代替案よりも橋のほうがいいということが確認できた上で事業を進められていると理解いたしました。どうもありがとうございました。

【事務局（塚原）】そのとおりです。ありがとうございます。

【長尾委員長】その点に関して、例えば今回橋を移動させるときに単純な移動ではなくてクレーンで吊り上げたというようなところも代替案に入ってくるのですか。工法の変更とか。それは代替案にはならないのですか。

【事務局（塚原）】コスト縮減とか工期短縮といった観点でいけば代替というような形にはなってくるかと思います。

【長尾委員長】あらゆる可能性を考えて、でき得る限り安く、性能よくやっていただければと思います。

同じくWeb参加の阪田委員、意見はございますでしょうか。

【阪田委員】ご説明ありがとうございました。

私から確認させていただこうかなと思うのは、17ページのB/Cを算出しているところです。B/Cを出すときに、全体と残事業でそれぞれ出すということになっていて、それぞれ出していただいているわけですけれども、全体のほうについては、コストがかさむようになったといったことも含めて費用が上がっていることを反映しているのかなと思うのです。残事業のほうは、残事業も同様のことがあるかと思うのですが、残事業のwithoutの設定について改めて確認させていただきたいと思うのです。要するに中止した場合の想定ということに

なるかと思いますけれども、今の資料だと被害軽減の効果については特に全体の場合と変わらずというような形の数字になっているかと思いますので、堤防の嵩上げの部分、堤防の状態については、当初と、つまり工事なしの場合と特段、今中止しても変わらない状況で、何かあったときの被害の出方も変わらないという想定で考えられているということでおろしいのかというところの確認。

もう一つは、中止をした場合に、現実的にはいろいろ片づけたりすると思うのです。本当に重機とかを置いたまま帰りますということはないと思うので、いろいろ片づけたりとかは現実にはあると思うのです。それをどのぐらい盛り込むかというところはあるのですが、中止した場合の撤去費用とかそういうことについて何か考慮されていることがあるのか、そのあたりもお聞かせ願えればと思います。お願いします。

【事務局（塙原）】残事業費の中には撤去費用は含まれないとしております。

【事務局（荒井）】費用対便益を測る上では、B/C を計算する上では、治水経済調査マニュアルに則って算定しております。今の堤防そのものを嵩上げするかしないかというところが一番の便益の効果につながりますので、しっかりと地域の安全・安心が確保できる対応を図ろうと思っています。栃木県と足利市としっかりと連携を図りながら、事業を地元にもご理解いただけるようにしっかりと進めていきたいと考えています。

【阪田委員】ありがとうございます。

出ている数字とか事業の必要性ということを考えたときに、予算もちゃんとついているということだと思いますので、中止というのはあり得ないと考えていいとは思っているのですが、計算上の設定としてこの状態とこの状態を比較するというときの比較対象となるのは、残事業の場合だと、ちょっと想定しづらいですけれども、今の状態でやめるというのは、要するに堤防はきちんと整備されていない、堤防の嵩上げが中途半端という状況でやめてしまうので、被害想定は何も触らなかったときと変わらずで、それが without としてあって、残事業の with のほう、実際に改良までやったときにはそれが防げるで、その分の想定されていた被害額の分がプラスで便益で出ますよという計算をしているということで大丈夫ですよね。

【事務局（塙原）】橋梁架替及び堤防嵩上げが完了し、氾濫を防ぐことにより、便益が出るという計算でございます。

【阪田委員】分かりました。ありがとうございます。

【長尾委員長】ただいまの議論が中止する・しないというような話になったので、追加で聞きたいのですけれども、今日の冒頭の挨拶で事務所長の荒井様から、県の事業に関しては再評価が審議され継続になったということで、今回この場で、河川事業の分に関しては B/C があるので多分大丈夫だろうということで進むとは思うのですけれども、万が一どちらかが中止、どちらかが継続となった場合にはどのようなやり方になるのですか。例えば、県のほうは進めますけれども、国の方は費用対効果が見込めないのでやめますとなってしまった場合、これは進めることになるのですか、それともやめることになるのですか。

【石川委員】前例があるのか聞きたいと思うのです。もし前例があるなら想定すべきですけれども。

【長尾委員長】もしくは、これはいろいろ分けて評価しているけれども、最終的にはトータルで評価して、どちらかに審議結果を修正してもらうのか、その辺、もし前例とか決まつた方針があるのだったら紹介してもらえばいいですし、そのような状況になつたら改めて相談しますというようなことになるのかもしれませんけれども。

【事務局（塚原）】そういう事例があるのかどうかが定かでないので答えづらいところではあるのですが、そもそも県のほうは道路事業として今回費用対効果の計算をし、我々は治水事業として費用対効果の計算をしています。

【事務局（荒井）】今日現地に行った際に、中橋架け替えの目的は4つあるということで、1つは堤防を嵩上げして治水安全度の向上、これは国が主体的にやるもの、通勤・通学者の安全性の確保、交通渋滞の緩和、そして、今もう移設が終わりましたけれども、この3連アーチを移設・再利用する、足利市のシンボルとなっている、ランドマークとなっているこれを使う。という4つの目的を果たすためには、市・県・国がしっかりと連携を図って、地元の理解をしっかりと得て事業を進めていかなければならぬと思っています。

【長尾委員長】皆さんきちんと協力して事業を進めていただければと思います。  
ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

【鵜崎委員】これは単純にお聞きしたいのですけれども、直轄河川の治水事業なので、B/Cの計算自体は氾濫対策のあれでいいと思うのですけれども、これは例えば県のほうでもB/Cを出すのですか。渡良瀬川河川事務所で、直轄河川で治水事業を行っているのだから全然いいと思うのですけれども、例えば今おっしゃられたような道路整備、要するに踏切をなくして旧50号に直結させる事業とか、ここにリバープラザが入るかどうかはまた別ですけれども、今日拝見する限りは観光名所的な整備効果も非常に高いと思うのですが、B/Cというのはすごく難しいと思うのです。ベネフィットに何を入れるかというのが。だから、治水事業としては当然被害額だと思うのですけれども、事業全体で見たらベネフィットははるかに大きいような気がするのです。だからB/Cは4.7とか。B/C自体が1.0を下回ったら事業継続というのも難しい判断だと思うのですけれども、あれは目安だと思うのです。そういう評価は、これは治水事業だから国交省ではしていない。県はまた別なのですか。

【事務局（塚原）】県は街路事業という形でB/Cを出していまして、昨日の審議では、1.2と聞いております。

【長尾委員長】ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

Web参加の委員から追加のご意見、ご質問はございますか。

こちらのフロアの方から追加のご意見、ご質問はございますか。

それでは、取りあえずご意見、ご質問はないようですし、委員会としての意見をまとめたいと思います。

渡良瀬川上流特定構造物改築事業（中橋）についてですが、資料の最後にあります今後の対

応方針（原案）のとおり継続ということでよろしいでしょうか。

（委員から異議なしとの発言あり）

ご異議ないようですので、継続ということでまとめさせていただきます。

それでは、議事が全て終了しましたので、これ以降の進行を事務局にお返しします。

## 6. 閉会

【事務局（関口）】長尾委員長、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。

議事が終了いたしましたので、これにて令和7年度利根川水系渡良瀬川河川整備計画フォローアップ委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

以上